史料紹介

叡山松禅院文書

通 蔵古文書目録」一冊があるが、 和四十一年五月に、某氏 成巻文書十二通、 書」と墨書された木箱に収められているので、紹介するに当っては 谷の塔中松禅院に伝えられた文書群である。文書は、 「叡山松禅院文書」と仮称する。文書群は、成巻文書十三巻百通、 「松禅院蔵大師求法目録跋語」、 ここに紹介するのは、三重県津市の坂口茂氏所蔵、 「義尭法親王筆詠草」一巻を除いて収録した。 計一一二通を数える。本書ではこのうち、 (不明)によって整理作成された「松禅院旧 紙幅の関係から省略した。 「密厳院大僧都義運書状」写の二 なお、 比叡山横川飯室 「叡山松禅院文 この他、 伊藤長胤 昭 未

正徳三・四(一七一三・一四)年にかけて智湛によって編さんされた治年中(一二四〇~四三)に創建」と述べられているが、その根拠は治年中(一二四〇~四三)に創建」と述べられているが、その根拠は明らかではない。織田信長による「元亀兵火」以前については、大永明らかではない。織田信長による「元亀兵火」以前については、大永明らかではない。織田信長による「元亀兵火」以前については、大永明らかではない。織田信長による「元亀兵火」以前については、大永明らかではない。織田信長による「元亀兵火」以前については、大の根拠は

福本名の記述によれば、永禄八(一五六五)に下、 である(「刺史義実」は六角義賢の誤りであろうか)。以下、 で本州刺史義実」が衣川(堅田町)を割き、亮俊に寄進したとある。 で本州刺史義実」が衣川(堅田町)を割き、亮俊に寄進したとある。 で本州刺史義実」が衣川(堅田町)を割き、亮俊に寄進したとある。 で本州刺史義実」が衣川(堅田町)を割き、亮俊に寄進したとある。 で本州刺史義実」が衣川(堅田町)を割き、亮俊に寄進したとある。 である(「刺史義実」は六角義賢の誤りであろうか)。以下、横川

(○第一世 玄俊。 蒲生右兵衛大夫氏高子息(右兵衛大夫氏郷の誤り○第一世 玄俊。 蒲生右兵衛大夫氏高子息(右兵衛大夫氏郷の誤り ○第一世 玄俊。 蒲生右兵衛大夫氏高子息(右兵衛大夫氏郷の誤り ○第一世 玄俊。 蒲生右兵衛大夫氏高子息(右兵衛大夫氏郷の誤り ○第一世 玄俊。 蒲生右兵衛大夫氏高子息(右兵衛大夫氏郷の誤り ○第一世 玄俊。 蒲生右兵衛大夫氏高子息(右兵衛大夫氏郷の誤り

『横川世譜』によって歴代院主をあげれば、

を示す史料は不明である(後者については、前掲「行者大帳議定抜明王院文書」等に頻出する。もっとも、義実や「秀忠公夫人」の寄進玄俊の名は、前掲『葛川明王院史料』、京都大学博物館所蔵「葛川

よる寄進は三世乗俊代の誤解であろう。か)。蒲生秀行の寄進は、本文四五号文書で明らかであるが、家光にか)。蒲生秀行の寄進は、本文四五号文書で明らかであるが、家光にか)。蒲生秀行の寄進は、本文四五号文書で明らかであるが、家光に書」天正十八年の項に、「松禅院以馳走、当会(六月会)中祈禱護摩書」天正十八年の項に、「松禅院以馳走、当会(六月会)中祈禱護摩書」天正十八年の項に、「松禅院以馳走、当会(六月会)中祈禱護摩書」

○第二世 慶俊。蒲生郷成子息。 首楞厳院別当職を兼 ねる。 寛永八

あったことは文書からもうかがわれる。 禅院乗俊受僧正命監守、 世大僧正天海、 師の死去により、寛永八年、 るなど「功当房、不尽記」とある。 六四七) 年八月二十六日寂。 ○第三世 同二十一年には滋賀院・南光坊・毘沙門堂をも監す。正保四(一 乗俊。蒲生一族大塚氏出身。横川戒心谷龍禅院院主より、 寛永五年当房空主時、 建厨所」とあり、 松禅院に入る。西塔福生院・恵光院を監 龍禅院・恵雲院・戒光院の三房を造営す また同書、 大僧正兼帯首楞厳院別当職、 天海より信頼された人物で 恵心院の項に、 「第五 松

七日寂。 ○第四世 実俊。蒲生一族出身。寛永八年、師の跡をうけ龍禅院に入

略。 尊俊。堀川宰相則康子息。元禄九(一六九四)年寂。以下

次に文書群をその内容から大別すると、

① 正親町天皇綸旨以下執行代触状など、延暦寺再興とその後の寺務の 正親町天皇綸旨以下執行代触状など、延暦寺再興とその後の寺務

- ものとして興味がある。程が知られるとともに、初期家光政権の性格の一端をうかがいうる院、天海、九条家など登場人物は多彩で、下行が実現するまでの過② 将軍祈禱料下行をめぐる一連の文書群。東福門院、春日局、英勝
- れば当然であろう。
 ③ 蒲生氏関係。これは一~四世までが蒲生氏出身であることを考え
- ④ 三世乗後の遺言状(案文)と実俊相続関連文書。有力な外護者蒲生一族出身の弟子実俊の相続に意をつかったことがうかがわれま氏の没落は少なからず乗俊に影響を与えたものと想像でき、同じる。
- ⑤ 将軍・東福門院よりの祈禱命令とそれに関連する文書群
- ⑥ その他。

る。以上のように大別できるが、文書の年代は五世尊俊代で終ってい

本文書を翻刻するに当っては

- (2) 原文書の形態を尊重すべきであるが、印刷の関係もあって大幅にるとは限らないので、結果的に不整合になった箇所がままある。ては年代を考慮したものの、必ずしも類別・時代別に成巻されていては年代を考慮したものの、必ずしも類別・時代別に成巻されていい。
- 改めた。その際、段落については、」で示した。

変体仮名「者・而・茂・江・与・ゐ・ゑ」、旧字体「條・處・證」、

叡山松禅院文書

は原文書のままとした。

略字「ゟ」

- (5) (4) 抹消した文字について、判読可能な場合はくを以って示し、判読 擦切れ、破損のため判読できない文字については□で示した。
- (6) 法量はたて×よこので示した。

不能の場合は■で示した。

闘いと祈りの聖域』などを参考にさせていただいた。 近世編之一、武覚超『比叡山三塔諸堂沿革史』、村山修一『比叡山史― なお、 解説・注記にあたっては、 辻善之助『日本仏教史』 第七巻・

深甚に感謝する次第である。 調査にも心よく応じて下さり、 末筆ながら、 所蔵者坂口茂氏にはご多忙中にもかかわらず、度々の また翻刻に際しては快諾をいただき

る。 え の一環として行われたが、本誌に紹介することを了承され、 なお、 写真の使用も許可して下さった。厚く御礼を申しあげる次第であ 本文書の調査は、三重県史編さん室による県内所在史料調査 そのら

正親町天皇綸旨(宿紙)

三二·二×四三·二

左中弁充房

(包紙上書) 就叡岳再興、満徒」既帰山之条、 法花会」執行事、可為勧誘干」諸国

之学侶、全重昌于」一宗之嘉会之旨、 天気之所候也

天正十二年十一月二日

○豊臣政権下における延暦寺復興の動きについては、辻善之助・武覚超氏前 る、天正十二年、恵心院亮信に与えられたという「法華会興復之綸旨」に 掲書に委しく述べられている。 本文書は 『横川世譜』 恵心院の 項にみえ

板倉重宗書状(折紙

三四·〇×五一·

四

其意」奉存候、猶、期貴顔」之節候条、 御書拝見仕候、」被仰下候松禅院」御祈禱領之儀、 重 板倉周防守 板倉周防守、可然様」頼入候、 御」書面之趣、 恐へ謹言 得

宗(花押)

十月廿一日

○信濃小路富増は九条家々司である。 信濃小路淡路殿(富増)

 \equiv

三三·七×五三·〇

九条忠栄書状案(折紙)

尚さ、 上

御祈禱領之事、」有来候やらに、大望之」至ニ候、 以

先年令入魂候き、」松禅院数年仕」来候六・七ヶ年以来」分御祈禱領 **丼」自今以後之儀も」今度、於江戸、御取」成奉頼存候由、** 望申候、

初冬廿一日

板倉周防守殿

四

権大納言局消息

(折紙)

なおめてたくかしく

(九条忠栄)

従九条殿様之御書之写

三五·六×五二·五

63

めてたく」いく久しくもとの」御事にて給候、」わか身よりも」壱分のてたく」いく久しくもとの」御事にて給候、」わか身よりも」を分

百疋」まいらせ候、」いく久しくと」いわゐ入」まいらせ候、」あな

せうせん院まいる(上書)

〇大納言局は東福門院和子の女房。橋本氏出身。

権大納言局消息(折紙)

五.

三五·四×五三·五

わたくしょり、」此金壱分もくろくのことく、」いわる候 て、」まいらせ候、」し合よく、やかて~、」おのほりの

御事」まち入まいらせ候、」めてたくかしく

国母さま御わつらひに」つき、御きたうの御事」申候へハ、よくく〜(東福門院)

御せいニ入候」ゆへ、やかてく〜御すきと」御ほんふくの御事候、」

めてたく思いまいらせ候、」此銀子三枚、つかハされ候」まゝ、いく

御くたりの」御事、めてたく思いまいらせ候、」さりなから、とを 候へく候、りうせん院へも」よく御申をき候へく候、」こんと江戸へ(龍禅院、実修) 久」しくと」御いたゝき候へく候、」いよく〜御さわく〜の御事」申(折り返し)

/〜の所」御大きと思いまいらせ候、」かしく

せうせん院まいる

女院御所さま御きたう大師千さ

銀子 拾枚

女ゐんの御所さま御きたうさんわう御八かう

以上霜月ふん

女院御所さま御きたう大師千さ

女ゐんの御所さま御きたうさんわう御八かう

同

七

祈禱料覚

女院御所さまより

五枚

うへ/~さま御ほしまつりの御はつを

女院御所さま御きたう大師千さ、(東福門院)(座)

御はつを(初尾)

祈禱料覚

同

女院御所さま御きたうさんわう御八かう (´´ヰ´ モ) (´´´ඝ`)

銀子

64

五枚

以上十月ふん

同 五枚

銀子 拾枚

五枚

以上十二月ふん

おほえ

小袖 一かさねかをりより

十二月廿七日 以上

祈禱料覚

国母さま、こんとの御わつらいこつき、(東福門院) 御いのちこいの」御きたうの

さんわう七しやへ、御八かう月々に」あそはし候事

此入め、金小はん七両

くわんさん大しの御まへにて、月々に」三千さのおこないの事(元 三) 此入め、金小はん弐十一両 此外に

右二色の御きたらの御まかないりやらに、金小はん二両」何も一月ふ んにて候

ことしより、らいねん中まて」いつれも御りうくわん也(立 願)

九 智積院運敞・小池坊頼意連署書状(折紙)

三三·〇×五一·六

就東寺御影堂上」葺之企有之、任先例、」諸国一宗へ被勧助力候、

依之

仁和寺宮

両寺へも右之旨申来候、」東寺之儀者、 大覚寺宮御令旨幷」当法務 三宝院御門主」御奉書被相副候、 異干他」寺事候間、 、各無疎」 (折

於被励志候者、 可為」欣悦候、不宜謹言

孟夏五日

智積 小池坊僧正 正 意 (花押)

(花押)

水戸領真言宗新義

諸寺院中

○頼意は延宝三年七月、長谷寺にて、運敞は元禄六年九月、智積院にて寂。

 $\overline{\bigcirc}$ 竹中重寛書状

八·九×四七·〇

存候、将又、例格之通、」御札守被懸芳意、 御状致拝見候、改年之」御慶御同意申納候、 が中主殿 が中主殿 エ 」弥御堅固御越年」珍重

恐惶謹言 寛 (花押)

二月廿八日

○竹中重寛は旗本。天明元年三月、祖父の遺跡を継いでいる(『寛政重修諸 家譜』)。 大通寺御報

某書状案

「 謹上 広瀬周左衛門様 嶋---名乗

御蒸物」丼鮮魚被下之、幾祝納仕候、」就右、 一筆啓上仕候、然者、」今般御家督様御名弘」被成候二付、 此三種進上之仕候、 此間者、 聊

御祝詞表寸志計候、 恐惶謹言

八月十日

(花押)

_ 杉原家次禁制 三〇·五×五〇·〇

禁制

山王八王子廻、

牛・馬放飼事

草柴苅取事

石場石丼石塔猥取事

窓

右條、堅令停止訖、 天正十一年七月廿日 違犯輩在之者、 ᆫ 可處厳科者也、 杉原七郎左衛門尉 (図版②) 仍如件

熊谷直元書状

三二·四×四三·五

て候哉 尚々、喧嘩停止之事、」下々まて堅可被」仰付候事肝用」に

候、 御」調事専一、 老共二、」堅申調候間、 日吉以御神事」可被成御懃候由、 誠被入御念」貴札本懐之至候、 於此方」御用儀候者、 其段」可御心安候、 尤」珍重成御事、 」自是以貴面、(新り返し) 可被仰」 諸事」如先規、 付候、 旁」可得御意候: 如」御意 致疎意間」敷 当城宿 可被成

」謹言 卯月十日

月行事御報

熊谷次郎左衛門尉

元 (花押)

○熊谷直元は「東野文書」(『東浅井郡志』第四巻所収) 官熊谷直元と同一人物か。

にみえる浅井氏被

四 粟津御供本中書状(折紙)

三〇·三×四五·五

何方にても」銭主相語 届候段、 」御入魂弥畏存候、 御連署」致拝見、 調次第、 忝令存」候、 」雖然、 自 是可申上候、 出銭不相調候て、」令迷惑候、 殊更, 秀吉様へ」可被成御

卯月十六日

執行代御房貴報

○一二号から一四号まで、一巻に成巻されている。なお、以下掲出の折紙に ついては、折り返し部分は切断され反転して表装されている。

> Ŧì. 東塔執行代触状(折紙)

三二·〇×四九·五

老 尚さ、 」若狭、板倉殿へ、惣之」御礼申、(行鷹) 巳之上刻こ」 御集来所仰候、」次こ、 罷帰申候、」様子直 先度者、 允長

談に可申入候

如何樣之」御隙入候共、 来朔日二、於中堂、」三院之御集会」相催申候、 多」候間、谷之老若」共、 御 有御出対 集来所仰候、(折り返し) 御 <u>__</u> 相談候様ニ、 東·西如此相催」申候之 免合」 彼是、 御催」 一
尤
候
、 御衆談

慶長九年 一月廿八日

間

被成御」油断間敷候、

仍」所催如件

執行代 (花押)

(上書) 別当代御坊

六 正覚院豪盛・南光坊祐能連署書状(折紙)

三〇·一×四八·五

雑斎へ、以別紙可」申候へ共、 (藏斎·新庄直寿) ∼被」付候て可給候、 以上 替事無之候間、 」自貴坊、 能

今日、 候 墨付も差」越候条、 仍大会修行「付而」関東衆登山之事、」去年帰国之刻、 届候」様ニ在之度候、一ケ寺へ」参着候者、従其、次こへ」可有伝達 康様之」内全阿弥へ令申」関八州之中、天□□□」何之寺へ成共、(第5返5)(含) 候て申下」可然旨、 全阿弥へ」之事頼申候、 社頭之興行二、」下山候、御院内衆御」隙入候而御残多存候、 □□□候、此書状」従貴坊、雑斎へ被」仰越、 定而此比者」中途迄可為発足候、」雖然、 恐へ謹言 堅被」請乞、 猶念入 相 家

南光块

能 (花押)

二月十五日

正覚院 豪 盛 (花押)

長寿院法印御房 飯室谷(光芸^{丸)}

附錄卷二十」、高橋正彦編『大工頭中井家文書』八九号、全阿弥書状)。 なお全阿弥は徳川家康同朋衆である ~慶長時代を中心として―」(『叡山学院研究紀要』第五号)等を 参照。 に奔走した僧。辻善之助前掲書、尾上寛仲「比叡山再興と地方寺院―天正 |(慶長||五年没)・祐能(慶長七年没)はともに 延暦寺・日吉社復趣 (『徳川実紀』第一巻 「東照宮御実紀

七 金台坊尊運書状 (折紙)

三二·〇×四九·〇

之 集会ヲ」被催由候間、 追而催促候、 院への」御届ニ被成物ニ候哉、 虚説にて候、催促以後、 以前、 当院へ御届之」折紙被付候由、是又以外 彼證人被召連、」御出候様ニ両三坊 金台坊」里坊へ被届種を之事、 御分別」頼存候、 幸、三院

候

折節、 何候哉、 被相引 副式部方与当本住坊与」被仰分有之、 ニ」申付、 今度惣」 山領年貢免相請不申」 故之催促ニ候者、 院領内之儀候處、」前かと有無之御届も無之、」右之御仕立ニ候、 益心所江、号御院内惣中、」数十人強、之被付催促候、 態令啓達候、 、、本住坊領出入之由、 拙僧」 第一 」理之上を以、被相済候様ニと」色、申宥候而、 可進之候、 仍御院内本住坊」領出入付而、去八日、下坂本酒井」 彼町会所「有相候故、 西」院江御届も無之段、 被仰届可給候、 但 又別条之」子細候哉と催促衆ニ相尋」 」申候間、 以上 罷出候而」如何之御催促二候哉 未落居候由」にて候間 不可然御才」判候条、 於其儀者、 内へ承存候こ、 法度之儀候間、 」彼町者、 即刻、 先と催促 申候 御 河 共 其 当 町

> 謹言 二候、 町人ヲ引率シ、催促人ヲ」刃傷申なとゝ以外之虚説被」仰懸候、外聞 副可被相済候、」納米之儀者、 状ニ、彼納置候」御坊領之事、 院内催促御付候衆教本坊・円乗院」本住坊、(新り返し) 之可」為御越度候、 実儀令迷惑候、其」段ハ、白昼与申、町中之儀候へハ、」其隠有間敷 江返し渡可申由、 座候」所江、 酒井会所へ立寄申候」躰ニ候間、 へと被申越候者、 其日者、三役者」同道申、日向半兵衛殿へ音信ニ」(匈成) 昨日又如此候、御」折紙東・西両院へ被相付、金台坊」対兵具、(準) 翌日、 自身」対兵具、 早~相」渡させ申候、 以更者、 」墨付在之旨承候間、 則」可進候、 此等之由、 様子相尋申候へハ、益心」かたな、 恣之働仕候由之證人」不召出候者、 御院内御披」露候而御報所仰候、 自然菟角之儀、 河副殿へ相尋候間、」本住坊へ相渡候 益心任墨付、 此上者、何之被仰分も」有之間敷處 衣袈裟を着し」罷出、 左様ニ候者、」出入ハ重而河 此御両三人、 百」姓へ返し候へと申 被申」越候共、 参侯而、 口入申たる事 本住坊へ出 上坂本ニ 右御両三坊 百姓前

付

=,

二月十一 日

金台坊尊 運

別当代御坊

○金台坊は西塔北谷に属し、尊運は第一世。寛永十八年没。本住坊は後に鶏 頭院と改められる。この時の房主は三世瑧海か。円乗院は横川飯室谷、教 石知行、のち秀頼に仕え、慶長九年死(『寛政重修諸家譜』)。 式部は正俊を指すものであろうか。彼は秀吉に仕え、近江神崎郡で百六十 本坊は不明。なお、後掲三〇・三二・三三号文書が関連する。また、河副

八 町野繁仍書状 (折紙

三四·七×五〇·五

追而、 此方御親類衆」中無事ニ御座候、 _ 可御心安候、 北村

而大進ニ言伝上せ候と」被申候事も可有之候」へ共、 置候間、 外記・市助と両人楊津」建立ニ付て、 少助も」此十日計以前ニ、江戸」ゟ被罷下候、吉忠右ハ、」(行簡) いまた遅く候ハん」間、 此節ハ懇ニ被」申入ましく候、忠右書状ニハ、 先と少もはやき便宜ニ」存、 為御奉行被遣、 大進 只今如 定定 被付

当春之御吉兆」雖日昨候、(旧为) 正月十一日之尊書、 」此方御使桜井忠左衛門」下着、具拝見申候 猶以」 爾他御満足可被」任貴意候(自)

非大形候、 去年地震之以後、 」委曲於其段ハ、先」書ニ申入候き 」中将殿為御使、 被 差下候、 飛驒様」 御満足

旨

尤ニ存候、」於此方大慶ニ存候

正月之御祈禱、

伏」見於御宿、

御執行」御外聞、

実儀御満」足之

間 極 候 得 承届候、 **迄遺候間、** 此方御寄進料、去年之」物成之後、吉忠右」被入精、(音田忠右衛門)(折り返し) 近衛様御自絵、 」只今、 」手前ゟ請取、 中々存程ハ」御礼不得申入候、 貴院ニ」御所持候を、 可御心安候、 此方、 可相届候条、 禁中御役金」上せ申候ニ言伝、 御自讃之」一ふく、今時分自由に」不遊之旨候 御前様 猶以、 栫被」置候へ共、 被懸御意候」とて被下候、扨ゝ過分」至 慥ニ御」請取候とのうけ取を」可下候(離別) 御祈念之儀、 御子様達、 忝候**、** 慥成便宜」無之ニ付て、 專 弥御息災ご」 _ 御隠密之儀ハ、委曲 用ニ存候、 伏見」 御宿町田少右 被成御座候 万吉追而 早疾不執 相延

町野左近助 仍 (花押)

得御意候、

恐惶謹言

松禅院尊報

三月四日

○町野繁仍(重仍)は、蒲生忠郷・秀行の老臣。慶長十八年没。なお、 年地震」とは、『駿府記』慶長十六年八月二十五日条「去十三日、会津大 地震、蒲生飛驒守秀之之城郭石壁以下悉震崩」をいうか。

九 岡山重俊書状 (折紙)

三三·五×四九·〇

以上

へ共、 思召候旨、 如此御座候、 度」不罷上候条、 随而私へ御札」 則」為申聞候、 尊翰致拝見候、 吉左衛門」 」尤存候、 次」吉田壱岐死去付而」跡職善八二被申付儀 被入御念」段、 扇子弐本被下候、 同前ニ可申上と存候」内ニ、 委曲」国元へ遣し申候、 仍下野守へ御祈禱」(蒲生忠郷) 猶追而可得」貴意候' 別而忝被存候、」委細御報被申述候、 **忝頂戴仕候、** 御札守幷扇子」 」即刻御報可申上」と存候 恐惶謹言 余ニ延引仕候間、 福置 五本被遣 吉左衛門ハ今 御満足 候

七月六日

岡山木工允 俊

松禅院様尊答

『寛政重修諸家譜』には、岡山重俊は紀伊家に仕らとある。

0

=蒲生忠郷書状 (折紙

三四 五×五 二

候 為御見廻、 猶期後音之」 御祈禱」 節 御札幷扇子五本」 不能一二候、 」恐く謹言 被懸御意候、 目 出 度致満足

三月廿二日

(花押_®

松下野守 忠 郷

松禅院御同宿中

〇松平 (蒲生) 忠郷は秀行子息。 慶長十七年襲封、 寛永四年病没 「断家

三四·五×五二·二

 \equiv

松禅院乗俊書状(折紙)

る。

最前者、 而中将被差下候、」就其、有任山護摩」御執行之御札幷大緒」五筋給(タ) 被入御念候段、 為御見廻、 」本望之至候、 」遠路之処、 御下候て」祝着候、 猶岡半兵衛」かたゟ可申候、恐々(重政) 殊為其御礼」重

十月八日

松禅院御坊中

町野繁仍・岡重政連署書状(折紙) 三四·五×四九·五

以上

御」意候、御懇之義、本望」至極ニ存候、 栄之儀、被抽懇」祈御祈念候様ことの」御事候間、返り R.、具得御意」候之処、御兄弟様後室様」何も御息災・延命・御」繁候、具得御意」候之処、御兄弟様後室様」何も御息災・延命・御」(新り へ申渡候間、」不具候、恐惶謹言 祈禱尤ニ存候、 申ニ候、 去八日之御状、為御」使僧中将殿御下候、」就其、 鶴松殿へ」掛香五、御前方へ」同十御進上、則中将殿」御礼御(忠知) 遠路之」処、 次ニ御」つほねへ懸香二、 被入御念候段、 御」祝着由候、 爰元御仕合っ付而」 委曲、於様子ハ、」中将殿 両人へ」 扇子三本宛被縣 有其御心得、 下野殿へ鷹之」足(忠郷) 相心得」可申入 御理ニ 御

岡半兵衝

町野左近助 仍 (花押) 政(花押)

七月廿八日

松禅院御報

○岡重政は蒲生秀行老臣。慶長七年以降、町野との連署知行宛行状が出現す

行 (花押)

待奉」頼候、 山候者、不動院」御里坊へ御案内可申入候、」左様ニ御心得被成、 候」間、 入、 茶をも進之」 度候へとも、 ましく候歟、」 御ふたハ御無用ニ候、」 手前得隙候者、 態出」 可仕候、」出京以前、此方へ御越」之儀、遠路ト申、」別御用もある(折ら返じ) 十六日之四時分ニ」不動院御里坊へ御案内」可申入候間、 御相談被成」度候旨、尤得其意候、」十六日、拙僧出京仕候条」刻 十三日之芳翰、 く」御来駕御出可被下候、」乍恐、拙者相談仕候而、」其ぐ直ニ出京 十六日之四時分ニ、拙僧」おまち可申候、 恐惶謹言 十」四晨、 山室致拝」誦候、双厳院作事」払方之儀 時分柄之」儀『御座候へハ、不得隙 松禅 乗院 可得御意候、」下 拙僧里坊 御申 御

霜月十四(ご)

俊(花押)

不動院様

実明房様御報

〇不動院は東塔北谷に属する。当院主は二世最順か。なお、八五号文書参照 一五号~二三号文書は一巻に成巻されている。

二四四 某消息(折紙)

二九·五×四五·五

とく、」そこ御ほとニやくゐんの」ふゞあいいて」よくおほ(解薬院) (折り返し) 候ハぬ」御事にて候ハム、」しゆこうさまより」御ひろうハ まいらせられ候て」御らんし候へく候、」又そのれい」御入 ゑ」御さた候ましきよし」心候て申へく候、」又おほせのこ

御入候ハん」すれとも、」御ないきにてハ」しゆこうさまより より、」そのれい御入候」事にて御入候ハゝ、」おもてむきにてハ」 さま」より御つとめにより」御りんしの」御事御申入候、」まへく 御文のやら」ひろう申候、まつく~くわん」さんの」ゑしき、ひてより(元善三)(会式) しめし候」まゝ卅日すき」まいらせ候まても」御ふたなと 御ひろう御入候ハん」よし申へく候、めてうれしくかしく こ御」りんしの」御れい候ハム、」やかてノ〜御入候とも」 も」まいらせ候ハぬ」やうに心候て」申へく候、かしく」返

二五 南光坊祐能書状(折紙)

正かくゐんへ御返事まいる

بخ

二九·〇×四三·五

存候、 こ」各ここへあけられ候」ましく候、惣分として」可被上と 忠功無」是非事候、」 たのもしき 事候、」 御ふたなとも 壇 候、」くれく、貴院さま」松法印へ被対候て、」此度了~御 くまても、其通ニ事」御懇ニ貴院さま」豪仰候事、 可」御心安候、かしく 松法印之御事ハ、」従前々、 無御等閑御事候、 」 忝存計 . _ いつ

僧正語申、 ||候 従是、 特ニ御気遣候て」京へも人を被遣、色こ」懇ニ御才覚候事」おとなし 而」本望之事候 き御事」奉感申候、 仍松法印之事、 捧愚札候ても、 申」上度存候處、 預尊書」御報ニ被成、 」御気病申候へハ、御同心候て」大慶此事候、貴坊」様奇 可御心」 仍無御」等閑、 余三」あら了~しく被仰候間、」笑止存候て、 安候、 随而昨日者、 御存分有之儘、 」被仰聞候事、 養源院へ御茶申候 心外 却

> 候、 <u>__</u> 御用候て」御帰候由、 御」下山を見申候と申候間、 貴法印を申入度候て、」使者を以、申候所ニ、」是之下僧申候 御尤ニ候、 」使者をも止申候、 軈而」奉待候、恐惶謹言 御残多」所存計

間

唯心院法印参人~御中御報(真變)

十二月二日

(花押)

二六 正覚院豪盛書状 (折紙) 二九·二×四六·四

猶々、御懇意之段、皆々」可被感之候、以上

所仰候、 先度、 候 御」入魂、下坂本以、寄附之」儀、 坊二」預り置、三院各こへ」披露可申候、先度者」新御兄弟さま、依 てと」皆く可被申候へ共、 代」都合五貫文、御返之由候而、」只今持給候、我々何度も」御こと 両様へ」可被遣候、別而請取に」不及御事候、涯分無」失念、 被申度との事候へ共、」 返而隔心かましき かと」 被加遠慮御事候處 ハ、生と」難忘御興隆候、皆とも」同心之事候まゝ、何とそ」御礼も ハリ申候て、此等之式」御家君と被存ての」御事候条、又進上仕候ハ 一候、 」如此候、猶更御存念」難有、憑敷可被存候」旨、 恐く謹言 御」院内へハ、別而申ましく候、 於大坂、新庄」 駿州様・同雑斎様へ、」 従惣山、(直襲) (歳) 重而御算用之」 砌 再三」遠路往還、慮外之」事候之間、 為納所、 御芳意兼てより」拙老委存上候(折り返し) 可申理申聞候、 」此旨御心得申て、 此書状を則御 各被持参候 可被御心安 御披露 先当

七月十四日

正覚院

盛

(花押)

申

唯心院法印御房御報

70

二七 正覚院豪盛書状

二九·七×四六·〇

二九

田中吉次書状

置候へく候 猶々上谷より」被申事ハ、更不」可用立候、 我等ニ」任せ被

将又、算分相之事」憑入候、とてもの」御事に、算之札」六たの※入 迄ハ、如何」様之事候共、被聞」遁候て、 谷」重々一書なと」上候由ニ付、 A、」薬院へ申ことハリ」可返之候、 参」申度候へ共、足損候」故、先以書状申候、上谷」より被申越候ハ(新り返し) 先刻下山候、 ハむかしやに候、」西・川申事、 」就其、 明日講演」 指当」たる事候間、 不可有」御出仕之旨風聞候、 御出仕候て可然候、 可被御心」易候、 先御院」内のため存候、 」子細者、 此一事」すミ候 為其如此候、」 、」それ 従上 以

明日」以面可申候、 恐く謹言

長寿院法印御報 三月廿三日

> 正覚院 盛

(花押)

 \equiv

東塔執行代触状(折紙)

二八 西塔執行代書状

二九·五×四五·〇

尚以、 旧冬算用之砌、」御両坊御存知之事候間、」被入御情可(精力)

給候、以上

従御院内、 先日茂以折紙」雖申入、 物二候處、 六月十三日 当院江」 御延引二候、 越米参石八斗之事、 干今不能御報候、」 早々可然所地帳待」 急度地帳被相渡候 一声候、恐々謹言 去年之所務ヨリ 執行代 (花押) 様ニ 申

Ł

花徳院

本住坊御房

横川別当代御房様尊報

報

二九·五×四八·〇

如^問) 此候 巳之上刻、 申候、 何茂御出来」遅ぇ候て、 日暮候間、

本住坊ョリ」御催訴訟付而、 来十三日ニ、於根本」中堂ニ、三院集会」相催申候、 」如此候間、 谷とく」態と御触尤候、 是者、 御 院内

別当代御坊

二月十一日

已之上刻ニ御出」対候様、

奉待候、」仍所催如件

執行代 (花押)

 \equiv 東塔執行代触状案

一九·五×四四·七

無相違」御集来専」一候

(華)徳院は横川飯室谷に属し、もと山本坊と称した。三九号参照。

〇花

委細之儀ハ、」唯心院様へ御尋」可被成候、 (折紙) 三、五 × 四 五・二 以上

御大儀と」奉存候、猶御用儀」 先度とニ御用之」砌、 之」分へ、大方唯心院」様へ相渡申候、 相渡之由」被仰候間、 横川堂領預り分」可相渡旨、 可被申上候へ共、 尚さ、 十月廿二日 他行」被仕候条、 進上申候キ、」来廿三日、 銀子相」 則昨日」唯心院此方へ御」出京被成、 (折り折し) 渡申候、 可被仰付候、」尤、 古 次 (花押) 田中五郎右 ® 田中五郎右 ® 然共、」御算用ハ未無之候、 然者、 大坂へ御」越候段、 去て」年ョリ三ケ年 宗繁ゟ御 H

窓

明後日廿六日」御験地御談合」以下二、於中堂」三院集会催_ 巳下刻ニ」御集来所仰候、 」仍所催如件 申候、

別当代御坊 八月廿四日

楞厳院惣中書状案(折紙)

執行代

二九·五×四五·五

うつし

内」西塔領分酒井町益心」所へ、催促相付候處、」金台坊、彼町ニ取(奪))。 (****) 別被成、急度被仰」付可被下候、為其如此候、」恐と敬白 是非候、」惣別加様之儀者、三院」互之事ニ候処、近比」理不尽ニ贔(折り返し) 出、」其者共干今平臥之」式ニ而在よし、金台坊」余恣之働共、不及 狼藉之動、院内催促」之者共、散ゝ打付、既以」及半死、血ヲ被打(働) 急度以折紙申通候、」然者、当院本住坊領」出入付而、一昨日、為院 迄届置候、右之」狼藉仕候、此旨西院」へも申届候間、 間、催促之前ニ、」西塔各へへ、此旨案内」披露之折紙、金台」里坊 **屓**偏頗、」三院之御置目被破手」始、後詰ュ候歟、其上西塔」領分之 、」帯道具、益心為贔」屓、其町人共引率、」自身手をおろし、」 御当院」御分

東塔谷さ 一月十日

中在判

楞厳院惣中書状案(折紙) 二九·五×四五·〇

写

追啓、 成御分別 順路ニ奉頼候 雖可申届候、」 爰元不能子細候て」如此候、 被

> 別 取籠、 順路ニ被仰付者、」何も忝可存候、此由、東塔へも」申届候、抑御分 之事:候處、近比如此之」理不尽ニ贔屓偏頗、」三塔之御置目ヲ被 散~打付、既以及半死ニ、」血を被打出、被討候者、干今」平臥之式 内、貴院御」領分之益心所工催促」相付候處、金台坊、酒井之」町ニ 為如何候哉、」能を御塩味奉頼候、」恐を敬白 金台坊迄」雖届置候、右之狼藉」被動候間、更以御分別」被成、急度 破、」其詮無之歟、其上催促之」前ニ、各々様へ此旨案内」御披露状、(新ら返し) 有之事、」余恣之動共、不及是非候、」惣別、加様之儀者、三院」互 衆徒」一分之衆、自身手を」おろし、浜之雑人ニ」一味有事、 益心贔屓」有而、其町人共ニ下代」被申付、当院催促之者共、」

二月十日

中在判

(上書) 西院各御中 」

○一七・三○・三一号文書参照

二四号~三三号文書は一巻に成巻されている。

三四四 東塔執行代触状(折紙)

三〇・四×四二・〇

三院、為用脚、代物十五貫文」持参可申候、御院内も其」わ問) 尚さ、 御礼『御越之』衆、御若輩之衆」可為御無用候、従」 (行

つふ可被持候、以上

可被仰合候、然者、二人」御越尤候、仍所催申」如件 之」為御礼儀、杉原三東」自三院可然候、於御「院中、 大坂へ之為御礼、」 来廿三日、 各可有御越候、」、 就其、 御有縁之衆 内府様へ (徳川家康)

十月十六日

執行代(花押)

為院

急度以折紙申通候、然者、」当院本住坊領出入付而、」一昨日、

○家康の内大臣在職は、文禄五年~慶長八年二月迄である。

正覚院豪盛書状案 (折紙

三〇・二×四一・六

乍御大儀」必可有御越候

をも御申」可然之旨候条、 越」可然之由、内、此方之衆」被申候、 御立寄候て、 先被得談」合可然候間、(為カ) 御状拝見候、 ニも」朝めし候之様ニ承」及候間、 仍大」坂へ明日、 銀」幷銭以下被持参」,尤侯、郡奉行日向方(或成) 大津越に」可参候、 其時分御出」可然候、恐く謹言(折り返し) 乍御苦」労、 御朱印出候者、」其次二御礼 十四屋宗差方へ」 貴院、 大坂へ御

正覚院

唯心院法印御返報

(慶長六年カ)

○本文書は寺領加増をめぐる家康との交渉を示すものであろうか。 状)。なお、十四屋宗差は宗伍の血縁者と思われるが詳細は不明。 年二月、寺領は五千石に加増された(『延暦寺文書』徳川氏奉行人連署書 慶長六

三六 正覚院豪盛書状案 (折紙)

二八·〇×四一· Ŧ.

礼可然よし、当院」談合として、西院へも」只今申越候、 明旦、大津御城へ」御一人御院内より、 柄事候間、如此折、」御持参可然よし候、」何も盛物なく候て、迷 下僧上候へと只今申」遣候、 なさり」候へく候、此中無キ儀者、 惑申候、 然者、長寿院ニ」かき候ハんほとに、一種」従御院内御合力 我等も」天気よく候ハム、 かき候ハム、今夜ニ」便宜所へ可被遣候、」可盛用候、 いかにもいそきめし」用意候て参可申 」弐種ニ千万調事候、(折り返し) 可参」内存候、 」可有御出候、 然者、 内府様へ」御 」御あわれ 明旦 乍俄時」分 向こ 以上

> 候 (慶長五年) 恐く謹言

Ш 別当代

長寿院御房

○徳川家康は、慶長五年九月二十日、大津城に至り、二十六日迄滞在してい る(塚本明「徳川家康の居所と行動」、藤井譲治編『近世前期政治的主要 人物の居所と行動』京都大学人文科学研究所、所収)。

三七 東·西執行代連署書状(折紙) 二二·五×四三·

五.

撥之旨、 葛川之儀付候て、 山本坊」才判重へ不届候」 段、 歴然候、 堅令」衆

恐く謹言

衆儀候、

」最前御案内可申」之處、

延引候間、

只」 今申入

八月十九日

西 執行代 (花押)

執行代 (花押)

別当代御房

(上書)

〇山本房は、後、 華徳院と改める。

三八 日蔵坊増恵書状 (折紙) 三〇・三×四五・ Ŧi.

尚々、やかて」是ゟ可申入候、以上

但 右 今朝、 候へへ、」浄教坊大坂よ」帰次第二米渡候へと」申談候、 ___ 被申様ハ、志か郡之」未進かたを以相渡」 浄教坊被帰次第二」坂本御蔵にて」わたし可申候、(折り返し) 大坂へ」浄教坊御出ニ付、」弐百石わたり候」八木之儀、 正月廿五日 日蔵坊 候へと、 然ハ、八久 被申付候 恵 」恐惶謹言 (花押) 申談

(上書) 与川別当殿まいる

正覚院

窓

○浄教坊は東塔南谷に属し、後、実蔵坊と改める。一世実善、寛永六年九月 寂 (「東塔五谷堂舎並各坊世譜」、前掲『天台宗全書』二十四巻所収)。

三九 西塔執行代書状(折紙) 二九·五×四六·〇

以上

旨」相究候間、 坊ニ廿五石宛配分」之余米在之付候て、当院」不足之處へ、可被指越 候、此方」より進候折紙、被指返、」不審ニ存候、御院内坊数」廿七 被相渡可給之由、 於東塔、三院御算」用之砌、本住坊、 態以折紙申入候、 能く御院内御」穿鑿候て、一途可預御報候、」恐く謹 従」御院内、当院五越」米三石八斗之事、旧」冬 両度」迄申入處、 今更無御存」由にて、 不能御報(知説カ) 花徳院」御存知之事候間、 地帳

六月廿三日

別当代御房

言

西 執行代 (花押)

〇「慶長六年二月十二日定西・川両院割付之事」(『山門要記』)参照。

四〇 西塔執行代書状(折紙

二八·〇×四五·〇

申渡候、以上(行間) 尚と、只今も東」執行代へ礑理申候、 西・川存間敷之由

可申」 敷之由、皆々」西院等も被申分侯、」其上正厳坊・大泉坊」昨日葱瀬 生源寺迄罷下候、」然処、自貴院之」如御香物、 従東院、 へ被罷下候、 間 金輪院之儀」付候て、今日出京可申」之由、御触候之条、 可然様二被仰合」御尤候、次者、 」明日生源寺まて」可為貴寺候間、 薬院」・観音寺在世之(全宗)((詮舜)(新 西・川之称」有之間 貴院」之御香物披露

> 今年月」事旧候て、仰存間敷」之由、各々被申分候、」定以、能様ニ 刻、」之時、自薬院、三」院へ御引替儀有」之由、返りし、行力、 上申候、西院」被申分ハ、薬院御存」生之内ハ、算用も」可申候、只 書立参候、 」則進

西・川」被成御談合御尤」可然候、恐惶謹言

西 執行代 (花押)

別当代御坊

十二月十六日

○金輪院は東塔東谷、大泉坊は西塔南谷に属する。正厳坊は不明

四 東塔執行代触状(折紙)

三〇・二×四五・二

申候、 就金輪院使節之」儀、 諚之由候間、」急与為御返事之、」明後十九日午刻、」三院成御集会 」各有御出対、 上儀ニ候条、 不可有御」油断候、 御 両長老折紙」如此候、則写進之候、 談合肝要候、 仍」所触申如件 以上

八月十七日

執行代 (花押)

東院四谷

八王子頭代

政所代

(折り返し) 執行代

別当代各御中

「執行代回章 西塔執行代消息 新庄駿河守消息

○三四号~四一号文書まで、題箋 浅野長吉殿消息

執行代消息 日蔵坊消息

正覚院消息二通

_消息

_

が付され、一巻に成巻されている。

板倉重宗書状(折紙)

三四·〇×五二·〇

四四四

京極忠高書状

(折紙)

以上

殊梅干」一箱、 被懸御意、忝」存候、 然者、

」其許る江戸へ」御札進上被申」可然存候、 歳こ」付而、 公方樣御祈禱」無御油断被成候由、」一段と可然存候、」来年者御厄 臨時之御祈」 禱可有之由尤存候、」 御祈禱結願ニ候 猶期後」音之時候、(折り返し) 恐

松禅院御報 極月三日

四三

野ゝ山兼綱・

板橋政郡連署書状

(折紙)

惶」謹言

板周防守 重守

宗 (花押)

三三·〇×五〇·五

一筆申入候、然者、 仰」付候間、 内々被得」其意、 女院様為御祈禱、(東福門院) 用意尤ニ候、」為御安内如此候、(衆) __ 来ル六日々、真読」大盤若(般)

四月朔日

恐く謹言

被

野~山丹後守板橋志摩守 郡

綱 (花押)

松禅院

○『寛政重修諸家譜』によれば、板橋政郡は明暦二年八月、東福門院付属 八月、東福門院付属、同年、丹後守叙任。寛文四年致仕。 同三年十二月、志摩守叙任。寛文六年四月没。野く山兼綱は、寛永二十年

> - 情候者、 (精) 禱領、 可為本望候、」恐惶謹!

三四·〇×五三·〇

之候、」御祈禱被抽舟」 書令啓上候、 為御祈」 知行所高」三拾石之折紙」一通令進覧

龍禅院(乗俊) 十一月朔日

○京極忠高は、寛永三年少将叙任。同十四年六月没(『寛永諸家 系図 伝』)。 なお、『横川世譜』松禅院乗俊の項に「某年京極若狭守忠髙喜捨斎資三十 である。 石」とある。乗俊の龍禅院入院は元和元年、松禅院に移ったのは寛永八年

四五 蒲生秀行寄進状(折紙)

三二·四×四九·五

会津於分領、 知行百石進」入候、 如目録、 全」可有領知候、 恐へ」

謹言

秀行(花押)

慶長六十月十八日 松禅院参

○四二号~四五号文書は一巻に成巻されている。

四六 南光坊天海書状(折紙)

|||||·〇×五二·〇

尚さ、 政所樣」御返事申侯付、」目出今一度、 拝」尊顔度候

心得頼入候、」九条殿・二条殿」御下向之由、

」随分

御馳走可申候

电

芳書令披見候、」山上・山下無事之由、 女院様より之御返事、(中和門院前子) 中宮様ニ姫宮様」御誕生之由、(東福門院) 」慥相届候事 都鄙共」目出御事 珍 重不過之候

女院様、政所様」御息災之由、肝要之」御事候

内無別條上者、」 於我等者無相違候、」 但、 名高寺院之間、 様 御児登山候条、」馳走候由、 L__ 可経 上意候、 指南頼」入候、法勝寺普請、 将亦、恵心院跡職」之事、恵光坊」相続有之様候之儀、」 」定而相違者有間」敷候敷、恐々謹言 **忝候、」弥無油断、** (折り返し) 」白毫院情被入」候由、 学問」なと候 是亦珍重 院

松禅院御報(乗後) 十月二日

海(花押)

○『横川世譜』恵心院の項に、四世良範が寛永二年五月に没した後、 塔東谷か。恵光坊は同じく北谷。なお、四八号文書参照。 空主時」同五年、天海が兼帯し、乗俊が「監守」したとある。 白毫院は東 「当房

四七 南光坊天海書状 (折紙)

三三·〇×四八·五

(産産す) (よう) ことく候て」坂本之寺へ万可被加意見候、」かしく (折り返し) 立被成候由候、」扨ゝ寄特成御事候、」来年者、罷上」閑暇(き) と」そもし申候、さりなから」御手跡を見候てハ」いつもの 令御満足」可下候由、次而之節」頼入候ハとく」よられ候(*態タ) 尚と、政所様」御息災之由、 珍重候、」殊法勝寺ニ石塔」御(行間)

其後者無音候、」正覚院・恵心院」打続遠行之段、」驚入候、堅固ニ(豪盛々)(良範) 候、」我等事者、前之」比、煩気候へ共、ハや」只今者すきと」快気申(新り返し) 日光へ」御社参ニ相究候へ共、 而」其元御座候や、」老僧今者一方」隙明頼敷候処、」力落一重推察 」必定御成候、 就其、」大御所様頻御指図」故、干今在府申候、」将軍様当月、(秀忠) 爰元」別 " 無替事候間、 」 可御心易候、此中者、 加納殿御遠行故、 」相延候、来月

> 何とて書状も不被」 越候哉、 恐へ謹言

(寛永二年)

大僧正 天 (花押)

松禅院御房

○加納殿は家康娘、奥平忠昌妻。寛永二年五月二十七日没 『寛政重修諸家譜』等)。 『徳川実紀』、

四八 南光坊天海書状(折紙)

三三·五×四九·五

とのへ」ねんころに」たのミ入候、」わさと人をのほせ」候間) も不申上候、」迷惑かり申候由」ゑもんのかう殿」・いつミ(右 衛 門 譽) (折り返し、行 尚さ、 様ニ頼入候、」猶相持かへり候」節可申候、かしく へ」御成出行重」まいり申候故、おそく」承、度こも文」して 候、委者」各ゟ可申越候、」返こ、」女院様へ」将軍様日光 恵心院」跡職之事、何分ニも」被来相続候様ニ」可然(成)(行間)

と吏のほせ」候様ニて、文被届」可給候、御返事候ハユ、」御くり可(使) 御直。」御祈禱御頼被成侯」付、承驚入侯、」併御本腹候由、 も」拝領申候、然者、」女院御所様御煩」之由、将軍様」御成候節、 (折5返し) 意」 将軍様御成御」 機嫌能還御、」 仕合無所残候、」 過分金銀なと 乍御報、 不過之候、就其」ゑもんのかう殿へ文」して申入候、これより」わさ 恐く謹言 来翰」令披閱候、先以」其元無事之由、 珍」重存候、 満」足 如承

大僧正 天 (花押)

松禅院御報

七月廿九日 (寛永二年カ)

○中和門院は、寛永二年六月六日・七月二日と病に陥入っているが、後者の 場合、内侍所臨時神楽、また三宝院義演等に祈禱を行わせるなど重かった

お、右衛門督・いつみはともに中和門院女房。 立ち、二十日、日光社参を終え帰城している(『本光国師日記』等)。な ようである(『義演准后日記』等)。一方、家光は、七月十三日、江戸城を

四 九 板倉重宗書状(折紙)

四六号~四八号文書は一巻に成巻されている。

三三·五×四七·〇

将又爰許へ」御下之儀、 御状令拝見候、」然者、 御訴訟米之」儀、 重而可申」入候 未相済候由、心得」存候、 御書中之通、 具」 致披悶

三月廿八日

猶期後」音之時候、

恐く謹言

松禅院御報

(花押)

板倉周防守 宗

観音寺舜興書状 (折紙)

五〇

以上

三二·〇×四五·〇

小堀遠江殿・」五味金右衛門殿御裏書、我等」方へ参候へ共、貴院へ 筆令啓上候、 」相渡可申旨ニ候、 仍 上様」 其御心」得可有候、 御祈禱米百石、 拙者」御代官所手寄ニ候 則御年寄」衆御證之写

遣申候、」此方二自然入申儀候者、」可申入候間、 御返し可有候、」

第十九年)

松禅院

(花押)

〇五一・五二号文書は一紙に書かれている。

観音寺

○芦浦観音寺が豊臣政権以来、蔵入地代官を世襲したことは、『草津市史』 第五章「芦浦観音寺」に詳述されている。

> 五. 老中連署覚案

四·五×四〇·五

覚

比叡山勝善院」御祈禱料米」百石之事、 当巳之」年ゟ被下候間

(阿部里次) (松平信綱)

豆

(阿部忠秋)

後 馬

(酒井忠勝) 岐

五味金右衛門殿(豊 直) 小堀遠江守殿(政二)

五 二 小堀政一・五味豊直連署裏書案 四·五×四〇·五

寛永拾九年、寛永拾九年、明手寄『候間、」勝善院手形を取」相渡可有勘定候、」已上所手寄『候間、」勝善院手形を取」相渡可有勘定候、」已上 右之通、 御祈禱米之」儀、 御證文参候間、 」写進之候、 其方御」代官

五金右衛門

小遠江守

以上

観音寺舜興書状(折紙)

二九·五×四一·〇

態以飛脚、可申入處ニ、」正光院よ之便ニ頼入候

御祈禱料米、御奉書」写、遠江守・金右衛門殿」我等御代官所納

77

写進入申候、 米を以」相渡候様ニと御裏書ニ候、 本書ハ重而」之儀ニ可仕候、 」明日伏見ニ而相調申候間、

候間、 通 」其段懸御目可申入候(折9返し) 可然由二候、」五金右衛門殿被入御念候、 」御両殿な者、 本字被」 遊候様ニと断申候、 御奉書『」松禅院文字替 」中長兵殿御肝煎ニ(中坊時祐) 御奉書之

何比御上候哉、 山衆、日光御下之事」申来候哉、 三月十五日 我等も米」取逗留候、 未申来候哉、」 恐惶謹言 承度候事

観 音 舜寺 (花押)

五四四 板倉重宗書状(折紙) (上書)

松禅院様人~御中

三三·七×五〇·五

以上

渡」可有之由、 被仰」入候由、 御状令拝見候、 今」度御祈禱料御」拝領之儀、 則五味金右」へも申渡候間、 尤存候、 就其」御祈禱米、 観音寺」 可有」 春日殿・」栄照院殿迄(英勝) 御請取候、 御代官所ニ而 猶期 御

音候、恐惶謹言 (寛永十九年)

板倉周防守 宗(花押)

松禅院御報

〇栄照(英勝)院は徳川家康側妾、 於加知方、寬永十九年八月卒。

三六·五×五三·六

五 Ŧ. 板倉重宗書状 (折紙

御状令披見候、 然者、 護摩御守・巻数」春日殿迄、 若君様御誕生」 」春日殿へ被得内意」御下候て可然候、 被成、 天下万民目」 以代僧」御上候事尤存候 出度儀不過之 何

随

而

日光へ無御下候哉、

も期」後音候、恐惶謹言 (寛永十八年)

板倉周防守 宗 (花押)

松禅院御報

○若君は後の家綱であろう。寛永十八年八月三日誕生。

五六 板倉重宗書状 (折紙) 三五·〇×五二·

五.

以上

御状拝見申候、 へ」可有御下之由、 然者、」七日迄之御祈禱」 尤ニ存候、」就其、 恐惶」謹言 江戸へ書状之」儀、 相済次第、 八日ニハ江戸 則相調進

九月三日 (寛永十八年ヵ) 傾而御上待入存候、

板周防守 重

宗 (花押)

松禅院御報

三六·〇×五二·五

五七

寺社奉行連署書状(折紙)

是」又御心安可被思召候、」自然、此地相応之」御用等も候ハム、可(ffs返し) 為成」御座候条、 貴札致拝見候、先以」此表相替儀無御」 御」暇相済、 御心安可被」思召候、 其上御」銀被致頂戴、 然者、松禅院」儀、 座 仕合」残所も無御座候間 両 上樣弥」御機嫌能 昨日首尾 被

十月二日 (寛永十八年ヵ)

蒙仰候、

」委細者、

松禅院可被」申述候間、

安藤右京進安藤右京進、恐惶謹言

松平出雲守

(上書) 板倉周防守様尊報

○安藤重長・松平勝隆は初代寺社奉行。なお、板倉重宗の此時期の動向は、 塚本明「板倉重宗の居所と行動」(藤井譲治編前掲書所収)を参照。

老中連署書状(折紙

御状令披見候、

比叡山」松禅院事、

御祈禱被」仰付之、忝存付而、

為」御礼参上被申候、右之趣」達

上聞候處、

仕合能」被致

御目上

委曲」松禅院可被述之候、恐ょ」謹言

十月五日

三五·五×五四·〇

六一 双厳院豪俔銀子預け状

一七·五×三二·四

庄や勘兵衛手形」を以、御払勘定相済、 毘沙門堂御門跡久我村御知行、寛永十五年」寅ノ才ゟ辰ノ才取納迄、 残銀合」百六十四匁六分、御公公

門跡ゟ貴院へ被為預置」者也、厳) 仍如件

寛永十九年午十月二日

○最教院晃海・双厳院豪俔は、ともに南光坊天海の側近である。 四九号~六一号文書まで一巻に成巻されている。

板倉周防守殿

小堀政一書状 (折紙) 三二·五×四五·〇

写、観音寺ゟ御」請取之由御尤候、 貴札拝見申候、 何様」期面上之時候、恐~」謹言 然者、」御祈禱料之儀『、」御老中々之御折紙」之 仍」芳野葛一箱、被掛」御意、 忝

卯月廿二日

小堀遠江守 @

松禅院御報

六〇 最教院晃海銀子預け状

一七·〇×三二·六

寛永十五年寅ノ歳収納ゟ」 辰之歳収納迄ニ而、 南光坊領高百石、 残銀合拾貫四百三拾九匁六分、 成菩提院領高百六拾石、 大僧正様ゟ」貴院江被為預 法勝寺」灌頂料丼補任料 已之年中迄之払御勘

置者也、 仍如件

寛永十八年已極月 H

松禅院

最教院 (黒印)

松平伊豆守

綱(花押) 秋 (花押) 次(花押)

権大納言局消息(折紙) 三四·九×五五·五

せうせん院にて」とりをこない」まいらせ候」ふたんこまの事、」く母さま御まんそくに」おほしめし候、さやうに候へハ、」ひえの山」 の」ゆらいは」御そんし候ハんまゝ」くわしく」申さす候、かしく 御せいニ入候て」 御きも入候へく候、」 そ なたに」 よく此御きたう と申、」くはりさま御きたうの」御事にて」御入候まゝ、いよ~~」 母さまきこしめし」御まん」そくにおほしめし候、」ひえの山の御事 はうさま御みゝにたち」まいらせ候やうに、」御きも入候」よし」国(折り返し) ち」まいらせ候て」御せんくうするく~と」みてまいらせ候て、」国 一筆申まいらせ候、」まつく〜」日光こんけんさま」けつからにた く」つかはされ候やうに、たのミ」まいらせ候、かしく(行間) 返く、御きけんよき」折ふし、よきやうに」ことのくハし

「 大そう正まいる申給へ | 南光はう

権大納言」

権大納言局消息

史

りの」御事といわゐ入まいらせ候、」かしく 入」候へく候、やかてする!~と」すみまいらせ候て、御上 いよいよかすか殿・大さら正」 御きも入候 やう に、」 御申

文こまく〜と給候、くわしく」みまいらせ候、まつく〜」国母様、 こさまかた」御きけんよく」御入候ま」、御心やすく」候へく候 てたく思いまいらせ候 日光こんけんさま」けつからに」たちまいらせ候よし、数々」め 宮

とすみ」候やうにといわゐ入」まいらせ候、かしく もししせうの」ときも、わかミ色こ」きも入、大かたすミ候つれと(モホ) よ」とゝのへまいらせ候まゝ、」御とゝけ候へく候、」此まへ、そ たりのかたへのあんし」給候、すなわちあんしの」ことく、ほうしたりのかたへのあんし」給候、すなわちあんしの」ことく、ほうし うしよ、かすか殿、」大そう正へまいらせ候へとの」御事にて」

ふ てたく」思いまいらせ候、それにつき」国母さまより、わかミ」ほ(折り返し) んとの御事、」その外ミなくくも」御きも入候」ハんとの御事、め ふたんこまれらの御事、」大そら正いかやらにも」御きも入候ハ も、」そのゝち何とも御さた」御入候ハす候、」こんとハ、するく

せうせん院まいる中給へ

七月一日

三四·〇×五二·四

六四

権大納言局消息(折紙)

く」思いまいらせ候、」めてたくかしく るに、」相すミまいらせ候て、」我身まてめてたく、うれし(新り返し行順) ら」かん用にて候へく候、」御まへさまより」文のとをり、」(行意) めてたく思いまいらせ候、」とし月、これの」きつかい申つ こ、御きたうりやうの事、」すミまいらせ候、かすく、」 よく申しあけまいらせ候まゝ、」御心やすく候へく候、」猶 覚しめすまゝの」 御はんしやうの御事と」 よく了~ 御き た

とをり、ねん比に、」御申きかせ候にて、」かたしけなく」御入候つ(新り返し) るよし」もつともと思い」まいらせ候、」まことにノへ久この」御そ やうの事、」相すミ、御としより衆」御おりかミのほりまいらせ候! 思いまいらせ候、すはう殿へも」御出候へハ、いよくく」御きたうり よく」御そく才のよしかしく し」かたく候へく候、なをくく」江戸様、此御所さま」にも御きけん せうにて候に、」相とゝのいまいらせ候て、」数こめてたさ、申つく きのふハ、文給候、」まことに一日ハ、」御まいり候て、めてたく」

松せん院まいるひへの山 (寛永十九年)

こん大納言

六五 権大納言局消息官

○本文書は六三号文書の写しなので省略する。

三四·四×五二·五

英勝院消息

しよく、しかとも」御さなく候て、いまた」やとにさふらい返し行間) 申候、」あなかしく 申候、」へんくくといたし候、」めてたく申候事候ハム、又 返り店町) つるまゝとゝき」申候ハんとそんし候、」わか身いまた」き しんし候、そのおりふし」すわう殿への御礼ふミ」しんし候 に」よろこひ入まいらせ候、」一日も御ひきやくに御返事」 いに被成候へく候、」返こ、御ふミのうち」かたしけなくそ んし候、このうへなから」いよく~すわう殿御さしつ」した(行覧) 御申候ゆへ、御下りなられ候」ハぬよし、御もつともに」そ んし候、」御そせうの事、すミ」まいらせ候て、 おなし事

におとらす、」わか身もよろこひ」まいらせ候、」両御所様へ御礼 て」かたしけなくおほし」めし候よし、」誠にノへめてたさ」御心中 ほしめし」候へく候、さてハ、」御きたうれうの事」すミまいらせ候(折り返し) 候、一日も」さうくへひきやく」被下、かたしけなく」そんしまいら せ候、まつくく」両御所様御きけん」よく御さ被成候まく」御心安お かさねて御ひ」きやく、こまくくと」御ふミかたしけなく」そんし か殿」御しゆりんへ文にて」御礼御申上候へとの」事にて」かしく 御下り被成候ハんと、」すわう殿へ御申候へハ、」まつくへかす

松せんゐんさままいるひえの山

二月廿四日

三三·五×四八·五

六七 老女山崎・つほね某連署消息

三四·五×五〇·〇

返こ、御しうき」上させられ候、」めてたく、幾久しくと」 いわる入まいらせ候、」かしく

る、 よりも、此」もくろくの通、」つかわされ候、」かしく もと」いわゐ入」まいらせ候、一しうきの」御しるしまてに」こなた 殊更に」御むめの御方御取もち」御せわともの御事にて」 御座 候つ 御事にて、よく心へ候て」それさま御事」くはしく」申まいらせ候、(折ら返し) まいらせ候、」御台さまへも御もくろく」の通、上させられ」幾久し く候、」公方様へも御しゆひよく」御めみへのよし、」めて度そんし 御ふみのやう、今度」御代かはりの御悦ニ」御下りのよし候、 いよく〜」御機嫌よく、御長久の」御事にて、幾千代」万世まて 万、年」 もといわゐ入、 ひろう」申して候へハ、 御きけんの」 めてた

Ë

山崎

つほね

せら仙院さま御申給へ

(異筆)「尊俊代_

○尊俊は万治二年、院主、元禄九年、退室している。将軍代替りとは、延宝 八年の綱吉の将軍就任を指している。

六八 老女山崎・つほね某連署消息(折紙)

ゑいせら

三四·五×四九·八

世もやうく、ひやゝかに」御さ候へとも、」御そく才の御事

御かたへも、御かきつけの」通、かたしけなく候、」いわる(信間) **候て御入候やうにとの」御事にて御さ候、めて」かしく** と」めてたくそんしまいらせ候、」わたくし共、」おてるの っしんしまいらせ候、」おてるの御かたも、よく/</ _ 心へ 入まいらせ候、此」もくろくの通、三人より」めてたさまて

うへ」方へも、御申出し候て、」御取つきいたしまいらせ候」やうに 候、ひろ庭よりも」申せとの御事に候」上かたへ御参の時分」御用も「新り返し) w/ しまいらせ候、」御むめの御方殊之外の」御取もちにて、桑原善ひや しまいらせ候、」御むめの御方殊之外の」御取もちにて、桑原善ひや しく たのミ入」まいらせ候まゝ、さやうニ」御心へ下され候へく候、」か 御さ候ハゝとの事」よろつ仰下され候へく候、」御用御さ候ハゝ、」 と仰付候て」何も了〜御しゆひよく」御ひろう成申候御事にて」御座 ひとゐは御もく録の」ことく、 御台様へ」上させられ、めて度」そん

(上書)

(異筆)「尊俊代」 つほね」

松せん院さま人、申給へ

○桑原昌盛は、御広敷番を経て、元禄七年十一月、御広敷用人に進み、同八 年十月没(『寛政重修諸家譜』)。

老中連署消息(折紙)

三二·〇×四九·九

めてたく」あなかしく

候御事、めて」たく覚し召候よし、」其むねをそんし候、」いよくく 御ふゞ拝見いたし候、」公方様、若君様」御きけんよく御さ」なされ

> **うに御申」上候へく候、さては」ひゑの山せうせん院」事、御きたう** 御そくさいに」おはしまし候まゝ、」御心やすくおほし」めされ候や 候、」右のとをり申上候」ところに、仕合よく」御礼あひすミまいら 仰」付られ、 かたしけなく」 そんし候 - 付て」 御礼 - 参上申され(新ウ返レ)

こん大納言様御返事申し給へ

七〇 春日局消息(折紙)

三五·〇×五一·〇

なをめてたさ申」候へく候、かしく

まいらせられ候、」めてたくおもひ」まいらせ候、よく」ひろう申し) く御さなされ候」まゝ、御心やすく」おほしめし」候へく候、かしく 、) り」御きたうへつ」して御さた候」とて、御ふた、くわんしゆ」あけ (折ら返 ま」いらせ候へく候、」将くん様いよう~」うちつゝき御きけん」ょ んしゆ」 まいらせられ候とて、」 御わたくしょも」 大はんに や御く 国母様より、」将くん様御きたう」おほせつけられ候」御ふた、くわ

松せん院さままいる

かすが

十一月十一日

82

七一 板倉重宗消息(折紙)

三〇・三×四二・一

返こ、明日御めに」かゝり、申候へく候、」以上

心 と、京にて申」わたし申候、御たいくわん」衆へ、御年寄衆の」おりと、京にて申」わたし申候、御たいくわん」衆へ、御年寄衆の」おり かミまいり候ハす候を、」せうせん院又御そせうニ」申され候、いかし) 様御かきつけ」にてあいすミ、いつ」ものことく、こめにて」被下候 成、めてたくそんし候、」ひえの山せうせん院」事、此いせん」国母 御文はいけん申候、」 公方さま、 若君さま」 御きけんよく御さ」 被 さま御」めにかゝり申候へく候、」めてたくかしく

九月廿四日

「権大納言さま御返事(上書)

すはう守 」

権大納言局消息 (折紙) 三〇・三×四六・五

候、すはう殿へも」よく申候て、かんの」御きたうまへに、」 (行間) なをく、、をりかミの」事、わかミもしよさい」御入候ハす(如 在)

御のほせ候やらに」申候へく候、かしく

りうの内」に、すいふん」きも入候へく候、」すこしもしよさい」御留) (折り返し) 御ふミうれしく」思いまいらせ候、」両御所さま一たんと」御きけん 留)(ほうほう)はく候まゝ、」御心やすく候へく候、」おりかミの事、」わかミとうよく候まゝ、」御心やすく候へく候、」おりかミの事、」わかミとう れしく思いまいらせ候、かしく にて御入候、」道へもち申御ふた」まほり給候へんよし」かすく~ら 入候ハす候、わかミ」御いとまも、やかて」下され候ハんとの」御事

せうせん院まいるひへの山 ひ

とん大納言

七三 仏乗坊秀珍・双厳院豪俔連署書状(折紙)

三五·〇×五三·〇

先々可有」御上候由候間、」以面上、 万々」 御内存承へく(行間) 尚へ、承申候者、」上様御上洛之由候之間、」大僧正ニハ、

候、」以上

猶、及」大破之由候間、建立」者を見付、貴院よ」相続候様に、 於大僧正」少茂無御別条候、」併造立と候へ者、御」法度之事候間 隔心候敷、」将亦、西塔福生院」遠行付、跡職貴院へ」造立之由候、(新り返し) 綿子」一重、銀子三枚被進候、」被入御念候段、」別而御満足被成 者、」迷惑かりニ而候へ共、迚」正月御礼ニ吏僧御下」被成候ハてハ(使) 候、」殊我とへも数奇」踏皮十足宛被」懸御意候、忝奉」存候、併御 へ」御相談可然候由、」被仰候、委者、龍禅院よ」可被申候、 於江戸、大僧正御」屋敷御拝領付、」為御祝儀、龍禅院」態被下、殊然江戸、大僧正御」屋敷御拝領付、」為御祝儀、龍禅院」態被下、殊

仏乗坊

(花押)

七四 なお、『横川世譜』によれば、乗俊は寛永八年、「監西塔福生院」とある。 仏乗坊秀珍・双厳院豪俔連署書状(折紙)

○仏乗坊は東塔西谷に属し、後、護心院と改称。秀珍は寛永十一年二月寂。

松禅院様尊報

三五·〇×五三·〇

尚々、今度」将軍様日光山」被為成、御機嫌能」還御、大僧

正之」満足、可被成御察し候

之御遠慮候」条、於無御別儀者、 落着候御報」参申被越候、於大僧正者、」少茂無御別条候」へ共、右(新り返し) 坦 ニ、」恵心院造立之事、」相住坊被申渡候と」被仰越付、相住坊」指 (^{廃算力)} 尊翰即大僧正」入御披覧候、然者、」恵心院跡職之事」其元ゟ之御状 付」候様ニと被仰越」候之条、 院内申渡候事、」かさおしニ思召候へんと」御腹立候而、此度」(嵩・押) 可為御同心候、」恐惶謹! 」重而造立と申、」恵光坊へ被仰

機川 別当代

七月廿九日

(折紙)

三四·〇×五一·五

七五

西塔執行代書状案

尚以、 之旨、早速」、複仰出、一院大慶奉存候、」東執行代白毫院 福生院坊跡しき之儀、」松禅院相続之儀、 」無御別条

又」申談御事候、以上

承届、 禅院」可申談候、一段丈夫間、 北尾福生院跡」職之儀建立者:名付、」松禅院相続可然之旨、」被仰 将又、旧冬、従」龍禅院方、飛脚差上」被申刻、 陽春之御慶嘉千亀」万鶴、可被任尊慮候、」尊老様弥御勇健之」御事 洛之由承候」間、 越候条、一院弥相違」無御座候、 各大慶」奉存候、当山猶更無」事之儀候、 目出奉待候、 」建立者と各申御事候、」猶近日御上(折り返し) 可得」尊意候、 坊舎破壊再」興之儀ニ、可然様、 恐惶謹言 御心安可」思召候、 御書具奉」拝見候

初春八日

執行代

進上 大僧正様尊報

七六 金台坊尊運書状

今朝者、 被仰付候て尤ニ候、」今日御出京之事候間、 満二」持せ被進候、 先を当」年斗ハ、 早、御出忝候、随而福生院坊領之帳」幷納舛、只今北尾ゟ久 . 目出度御請取」候て、片時もはやく百性前」所務(姓) 此久満案内者ニ、」御そへ候て御納めさせ可然 貴様」公人之内一人被仰

候哉、」恐々謹言

(花押) (花押)

仏乗坊

(上書)

極月廿四日

尊運

(墨引跡)

松禅院様人《御中 金台房

〇六二号~七六号文書まで一巻に成巻され、次の題箋が付されている。

「権大納言消息 四通 春日局消息 壱通

局方消息

七七 南光坊天海消息案

三二·〇×四七·五

「英勝院様 大僧正(端裏書)

候 す候よしに候まゝ、」それさまをたのゞ、御みゝにたて申たきよし申 上候へとも、 やうに 候へハ、 此ひえの山の せうせん院と 申ハ、」 そうけん院さま(総見・織田信長) 筆申まいらせ候、上様いよく 一御きけんよくめてたく御さ候、」さ 」よの御きたう所とハかわり、ゆへある御事と」申、又ハ久、く いま」にけたいなく、とりおこない申候、御ふたハ、まい」ねん □より、将□□ 此御きたうのゆらい、つゐに」将軍様御みゝにたち申さ 」きねんとして、ふたんこまおほせつけら

御そんしのとをり、御とりなし」候てつかハされ候へく候

申上候へく候 御とりなし候て、」つかハされ候へく候、なをせうせん院かたより」 さす候、それさま御こゝろへ候て、よきやうに御だんかうあそハし、 せうせん院事をハ、よく御そんしの事に候まゝ、」それにもおよび申 かハされ」候へく候、かすか殿へも、御ふミにて申候ハんつれ共、」 んこうの御事に候まゝ、御き」けんよき折ふし、御ひろうあそハしつ

六月七日

大僧正

返こ、上様御きたらの御事にて候ま」、」ちと御せいに入られ、 つかわされ候へく候

英勝院様まいる人、申給へ

七八 南光坊天海消息案

三二·三×四二·四

「春日殿」

御ふた、くわんしゆ」それさま御ひろう候て、御はつほなと、御わた こまの御事、いまにけたいなく、」まい日御きたう申上候、すなハち ひえの山せらせん院とりおこなひ申候、 将軍様」御きたうのふたん

さまへ」御ひろうあそハし候へと申まいらせ候、御さた」の折ふし、 ひろうもあそハしにくき」御事も候ハんかとそんし候て、ゑいせう院 ての折ふし」 将軍様御み、に御たて候てつかいされ候へく候、」そ れさまハ、まへかたより、せうせん院を御そん」しの御事候まゝ、御 **榛御そんしやうの折ふしより、久この」くんこうにて候まゝ、御つゐ** くしと」して、つかハされ候よし、きとくなる御事候、」そうけん院

> 七九 英勝院消息(折紙)

三二·三×四七·五

返こ、かいふん」しよさい」申さす候、御心やすく」おほし めし候へく候、」めてかしく

御入候、そもしさま」御くたり」の事も、すわう殿」御さしつしたい 候、」さてハ、すわう殿御くたりの」時分、文とゝき申候、すわう殿 御しろまわり何事」御さなく候まゝ、御心や」すくおほしめし候へく に被成」候へく候、かしく へあいまいらせ候」時分、よく申候へへ、」一たん御かつてんにて」(新り返し) 文仰のことく、」こゝもとおひたゝしき」火事いてき申候へとも、

二月廿三日

ゑいせら あん

8

せうせん院さままいる

三一·四×四六·〇

Λ O

ゑもんのすけ消息(折紙)

く」御ほうかう、ミやうかにて候、」神ヽ申候やうニと、い(冥)加) の」御ゑんにて候、此御ふとう、わか身」所へまいり候と、「不順」 く、」御きたうの事たのミ入」まいらせ候、返こ、ふしき(行鷹) わゐ」おさめ申候、御てまへも、」あいかわらす御し合よ より申しまいらせ候へく候、」めてたくかしく なをくく、きたらのため」いたゝきまいらせ候て、いく久し 一入/\」ありかたく候、御れいのため申候、」なをこなた

さきほとハ、つきめの」御れいに御まいり候へ共、」院の御所さまへ(総目) 85

らせ候、いく久しく」御きたう御さた候やうこと、」いわゐ入まいら せ候、」さやうニへハ、御ししやう」てうしゆん御申おき候」とて、(候院々) (新り返し)(乗後) 候、つきめの」御れいに御まいり候て」かす!~めてたく」思いまい ならせられ候」御ともにまいり候」ゆへ、 御けさんにも」 入申さす(見参)

の」ぐんちんの御まほり」本そんにて御さ候よし、」我身なとしそん(子孫) きとくこおほしめし」つけ候て、御申おき候」事、一入にかんし入」 にて」御さ候、一入ありかたく、」かたしけなく思い」まいらせ候、」 しゆしやうニ思い」まいらせ候、」めてたくかしく

此ふとう給候、ことに、」かうほう大しの御さく、」たけたしんけん。

ゑもんの

すける

てたくかしく

〇本文書は乗俊の没した正保四年のものであろう。 せうせん院殿まいるひへの山(実俊)

英勝院消息(折紙)

三二·五×四六·〇

そく才にて御さ候、」なをノくすわら殿へ」よく申候ハんま 返こ、御そく才のよし、」めてたく候、われくへも」一たん(※) A、御心や」すくおほしめし候へく候、」かしく

大かた」もなく、 ねん比の」 事にて候、 けんまへ」 をちきやうニ成(現 米) 候、そもしさまの事、」すわう殿にあい」まいらせ候て申候へハ、」(新り返し) よく御めうへ」の御事にて御さ候まゝ、」御心安おほしめし」候へく(目上) 御ふゞくわしく」見まいらせ、かたしけなく」そんし候 し候へく候、」すわう殿も、ろし」中何事なく、御下り」御しやハせ 公方様一たん御き」けんよく御さなされ候」まゝ、御心安おほし」め

> 候」とての事にて候、」いよく〜申このたひ」すミ申候やうに、」か 候」やうにとの御事にて」 いまゝてのひ申候、」 よきやうになされ いふんきもいり」可申候、御下りの事ハ、」すわう殿にうけ」給、 御

さしつ可申候、」かしく 二月十六日

松せんゐんさままいるひえの山

ゑいせら

三一·五×四七·〇

八二 春日局消息(折紙) いよく、ゆたんなく、」御きねん御さた候へく候、」なをめ

らせ候、」かしく たゝきのよし、」かすく~めてたく、」われく~」まてられしく思い へく〜のことく下され候」との仰出候の」よしにて、かきつけ」御い おなし」御事にて御入候、」さてハ、いつそや仰候」御きたうふた(新り返し) いらせ候、」両御所さま御きけんの」御事にて、めてたさ」となたも とを!へひきやく」御こし候とて、文給候、」かたしけなく思い」ま ん」こまれうの御事」御みゝニたち候て、」御としよりしゆゟ、」ま

せうせん院さままいるひへの山

(寛永十九年)

かすか

二月廿三日

八三 慶光院周清消息(折紙)

三二·四×四三·六

間) わか身よりもよく心へ」申せとの御事にて御さ候、」わか身わか身よりもよく心へ」申せとの御事にて御さ候、」わか身 そく才にて」御しろさままてに、」つめまいらせて候、」御 やく御かき物まいり候よし、」めてたく、御悦にて御さ候、」 申候へは、おほしめしを」外ニ、御としよりしゆより、」は 申あけ」申入候へく候、」かすかとのへも、文のとをり、」 らの内ニ、」御くたりなされ候おりふし」御目にかゝり候て、 候」やらにと、」御きたらなされ候へく候、」わか身とうり とにて候、」両御所さま御そく才にて」御はんしやうなされ はやく〜御かき物いて」まいらせ候て、」めてたく、いか

心やすく候へく候、」めてかしく

外」めてかしく 候まゝ、いかゝ」御さ候ハんやと、御うわさ」のミ申所候、そんしの 悦入」まいらせ候、おう了~よりの」御そせう御さ候よし、」うけ給 御そせらかなひ、」御としより衆」より、御かきつけ」いてまいら(新り返し) 二月十一日の文」こまくくと給候、仰の」ことく、 両御所さま」い れ候よし、御し合よく」御さ候御事、これよりも」一しほめてたく、 せ、いたくら」すわらの守殿御上りの」おりふし、御いたゝき」なさ めし候よし、」御もつともにて御さ候、」なひくくこまれうの」御事 よく一御きけんよく」御さなされ、めてたく」御まんまくに」おほし

せうせん院さま御返事申給へひへの山

○神宮徴古館農業館所蔵『慶光院文書』中に、寛永十九年三月五日付の、周 清上人宛「御暇付而」、「人馬御朱印状」がある。 十五日、京都に戻っている(塚本明前掲論文)。 なお板倉重宗は同年一月

八四 英勝院消息(折紙)

三二·五×四七·〇

申候、」すわう殿へハ、いよノ〜よく」申入候へく候、めて まゝ、御心やすく」おほしめし候へく候、」こまノ~申入候 返く、はやく〜御かき」つけ出候はかりにて候よし、」仰候 たくかしく へんつれ共、」おりふし、いそかわしく候」まゝ、あらまし

も、」すわう殿御さしつ」したいになされ候もつとも」にて候、 事、すわう殿へ」きゝまいらせ候へハ、もはや」かきつけの出申候 /〜の所」いらさる御こしさにて候、」かならす/〜御まかせ」候て(折り返し) はかりにて候よし」仰候まゝ、さやう御心へ、」いよく~こゝほと 御ふミのうち、くわしく」みまいらせ候、さてハ」御そせうの」 いらせ候、一たん~~の」御事にて御入候、」めてたくかしく よく候へく候、」すわら殿返事の」うつしも御ミせ、くわしく」みま へ」そもしさま」御くたりの事ハ、御無用ニ」あそハし、何やうニ

三月廿八日

せうせん院さま まいる申給へ

ゑいせら

るん

け^{(周}湾) るん

八五 双厳院豪俔書状(折紙)

三二·〇×四六·〇

庄右門上せ可得御意候 こ之事、」頼入存候、はり付之事、」かたかみニ被成可被下候、」 教等寺出来候由、忝候、」併いまにすきと首尾」不申候由候、迚

を」可被申候
へ被仰付候、此」度、竹と同前『罷上、寺」なと見申度候、御報へ被仰付候、此」度、竹と同前『罷上、寺」なと見申度候、御報大僧正」被入思召候ての事候間、』先御請御尤存候、委細』竹林坊大僧正」被入思召候ての事候間、』先御請御尤存候、委和」可為御迷惑候へ共、一 法勝寺留守居之事、」貴院被仰付候、定而」可為御迷惑候へ共、

候へ共、無」十方事候間、御六ケ敷御」座候共、貴院へ御頼被成」毘沙門堂知行七十石歟、」御座候、尊法院へ収納候」事、被為断

竹林坊へ被仰渡候、恐惶」謹言御用之事」貴院へ被為頼候之由候間、」被相調可被進候、委細者、」候由候、前方之帳なと」尊法院跡:可有御座候、」是ニ不限、万々

十月十六日

松禅院様人、御中

十六日

双厳院

三二·五×五〇·三

八六 大岡忠吉書状(折紙)

候間、一段可」然様ニ被申候間、必御気」分次第ニ、早こ御尚と、寿軒も御下」山候而、御養生候ハム、程」も近ク御座

下山尤侯、」以上

御状忝令拝見候、」然者、貴様御気色、

俄」差発被成候付而、

御

気

惶難言 申候、 电 ん」之年月無相違、」御壇御破無之様ニと、」権大納言殿可申達之」願 堅御」申付、自然不慮之」儀有之候共、此御祈」禱、 弟同」前ニ被御申合候仁へ、御」祈禱之儀、 御祈禱、」一大事と思召候付而、」松寿院・龍禅院」其外、日比御兄(折ら返し) 先其寺へ御」移之由、一段御尤ニ令」存候、先度被仰付候」三御所様 上、様方御祈願」所にて御座候付て、御」隠居所別寺ニ有之」付 遣之段、察入申侯、」就其、貴寺者、 納言殿も被仰候間、 御紙面之通、具ニ」申談候、則権大納言殿よ」御返事出候間、 」最前も度と申侯、御下」山被成侯而、御養生侯様ニ、」権大 少」も御気分ニ能様ニ候ハム、 功者之」仁:有之方へ、 御」下山尤候、 兼而御りうくわ 進

松禅院御報 八月廿二日

大岡美濃守 の

○大岡忠吉は寛永十年二月、東福門院に付属、美濃守任官、明暦二年没(『寛 政重修諸家譜』)。

七七号~八六号文書まで一巻に成巻されている。

八七 大岡忠吉書状 (折紙

三三·〇×四四·〇

事之御祈禱之」仰付候ニ、若自然」之儀も御座候而、 忌も懸候ハム、御中」まの衆へ、 執行」被成候儀者、定而御」遠慮之儀ニ、御由」断者御座有間敷候. (祈ら返し) 御事者、」松禅院御弟子之」儀ニ候へハ、忌者懸」申間敷候哉。 、共、権大納言殿左様」之所を御気遣被」思召候間、 筆令啓達候、」松禅院御死去候而、」御力落察入候、 御談合候て、 」何様ニも御祈禱を」 承進候間、 御 就」其 祈禱なと御 」御 貴僧

龍禅院御同宿中(実像)

八八八

三勢盛信書状

(折紙)

清ク被成候儀専一ニ候、

為其以書状申入候、

(正保四年

八月廿四日

大岡美濃守忠((花押)

|||〇·〇×四四·〇

申候、 候へ共、 納言様、 之由、」被存候へ共、 美濃守所へ御」尋候而、 御状忝拝見申候、 守申聞候、 大納言様へ之御文相届_ 拙者懸」御目、 前と御困」景候由、 」美濃守存こも、 」事外ュ無御心元存」事御座候、 然ハ、」松禅院御気色」先日以後、 万事御事」多可有候と遠慮」之儀ニ而御座候 御病證之樣子」具ニ拙者ニ被仰置候、 御上り候、 松禅院」御気色少も御能御座候者、 一被申、 各御気遣」察入候、寿軒も下山」以後、 御返事得候而」進し被申候、 折節」他行禮■申故、 内を御見」舞ニ為人可申 御別条無」御座 参」会不被 」則美濃 御下 権大

> 太郎兵殿、 」恐惶謹言 貴様方御」相談候而、 御下山被成」候様に、御異見御尤い

山被成候而、

御養」生候様ことの御事候間、」此由龍禅院へも御申、」

八月廿二日

三勢少右衛門 信(花押)

〇八六・八七号文書は一巻に成巻されている。

杉孫左衛門様御報

八九 板倉重宗書状 (折紙)

三四·〇×五〇·六

以上

芳札、 殊見」事之蕨一折」送給、 恐存候、 何樣期面上」之節候、

惶 謹言

三月廿八日

板倉周防守 宗

(花押)

恐

松禅院貴報

九〇 大久保忠朝書状(折紙)

三二·〇×五一·五

年、 何茂以使僧」被献之由、御紙面之趣、 公方樣益御機嫌能被成」御座、 芳簡令拝見候、 御卷数丼」御厄年之御祈禱御札」節分勤修之御卷数丼」当年星, 如承」意、 改年之御慶不可有」尽期候、 恐悦之旨、尤之御事侯、 令」承知候、随而自分江扇子」 」然者、 先以 如例

正月廿六日

箱

被懸御意、

忝存候、

猶」期暫之時候、

恐惶謹言

大久保加賀守 朝 (花押)

松禅院

〇大久保忠朝は延宝五~元禄十一年迄、 老中在職

九 板倉重宗書状(折紙)

三三·五×五一·六

聞候、 御状拝見仕候、」 我等無事ニ罷有候、 一然者、 御手前之」儀、 」猶期後音之時候」条、 次而御座候ハハ、」可達 不能具候、 上 恐

謹言

七月廿三日

松禅院御報

板倉周防守

宗 (花押)

板倉重宗書状 (折紙)

三三·九×五一·〇

以上

御状忝存候、殊」五ヶ葉之箱壱」送給候、 期面上之時候間 御心付之」至、 過分存候

<u>__</u> 不能巨細候、 恐惶謹言

卯月五日

宗(花押)

板倉周防守

松禅院御報

三二·八×四九·〇

観音寺舜興書状(折紙)

尚々、手形御越」可被成候、 金右殿御出被申」候や、 承度存

候、以上

Ē 仕 可被」下候、我等書付可進存候」得共、 左様『御心得」可被成候、 一筆令啓上候、然者、」遠江殿・五金右殿ゟ八木之」手形、(五味豊直) 下候者、弥隙為成候、 無御座候や、今日ハ、 御残多相存候、」 定而一昨廿八日、 」懸御目、 L__ 猶京都金右殿」 山王参詣仕候、 咄申度存事候、」猶期後音之時(折り返し) 重而示合儀ニ可」仕存候間、 御帰山」 御出被成候や、 今程」隙ニて、清兵殿江 可被成存候、 御供」不 此者御渡

> 候 <u>__</u> 恐惶謹言

七月朔日

(上書)

松禅院様まいる

観 音 琴 興

(花押)

九四 松禅院乗俊書状案 (折紙)

三一·五×四八·五

拙僧所身漸取詰申候」 」近年、壱岐守様御芳」情故、「中根正盛) 間 相果可申候、 当坊御祈禱之」義、首尾能御札指 生中」御懇切共、忝存候、 然

上」忝奉存候

中指上候、 御当家御祈願所之」事候間、 龍禅院」若輩者之事候間、 弥無相違」 可然御指南候而可被下候、 様奉憑候旨、 壱岐守様へ」書

恐惶謹言

松禅院

乗

俊

昌 龍 院様

本実成院様

九五 松禅院乗俊書状案

間 書申上候、 相」果申候て可有御座候、然へ、」近年者、 我等拙子」去年ゟ之所身、労 絶不得」 御祈禱之義ニ」付 快気 漸取詰申候

御懇情共、難忘奉存候、」当坊跡之義ハ、

仰候、 恐惶」 謹言

御当家御祈願所之」事候間、

弥無相違」行事相続仕候様、

御」憐愍所

松禅院

乗 俊

中根壱岐守様人~御中(正盛)

〇中根壱岐守は、 寛永十五年、 没(『寛政重修諸家譜』)。 壱岐守に 任官した 正盛であろう。 寛文五年

九六 松禅院乗俊書状案

拙子所身、 之事候」間、 ッ」残命候而御用とも■、 大僧正様、 恐惶謹言 御門主様」御憐愍・御恩賞、 御指南所仰候、 不得快気、」漸取詰申候間、 行事退転不仕候様に」奉頼候、龍禅院諸」事不器量者之 此等」之趣、 ≅無念存候、 当跡之事、」御当代御祈願所 二世」迄、 相果」可申候、 御門主様へ被仰」上可被下 難忘奉存候、

乗俊

最教院様

双厳院様

〇九四・九五号文書は、一紙(三四・〇×五〇・〇)の上・下部分に書かれ

松禅院乗俊書状 (折紙

三·五×四六· 五

所持者、 寸志之印ニ、 」可為二世之本懷候、 雪村」二幅壱対、 瀬戸」四角茶入進上仕候、 恐惶謹言 御慰ュ於御

俊

(花押)

八月十六日

板倉周防守様人《御中

〇本文書、折り返し部分を切断して表装されている。

九八 板倉重宗書状 (折紙)

二·八×四六·

之通、 断有間敷候、龍禅院」儀者、不及申、末ゝ弟」子二至迄、乗俊折」 から」御寺へ寄進申候間、 先師乗俊より之書置・」折紙二通披見申候、」 我等所へ為遺物」給候、誠御志之段、祝着」申候、然共、二色な 相違有間」敷候、 将又二幅一対雪村」山水鳥之絵幷瀬戸」 乗り寺ニ置可被申候、」恐へ謹言 長り寺ニ置可被申候、」恐へ謹言 御祈禱折紙之通、 茶 紙 油

松禅院(実俊) 龍禅院(昌海)

○乗俊は正保四年八月二十二日寂。松禅院は実俊が、龍禅院は昌海が跡を継 いだ(『横川世譜』)。

本文書は、折り返し部分を切断し、前号文書の下部に表装されている。

九九 松禅院乗俊書状(折紙)

三四·五×四七·

Ŧî.

所労俄指迫取詰申候」間、 薦」 領拝領仕候付而、 貴殿様、 偏」公儀御厚恩、二世之」本懐不過之奉存候 自来之御憐」愍・御恩賞、 及大」破候坊舎・仏閣丼仏」像等再興仕候 ケ候ニ候者、 相果申ニ而」可有御座候 筆紙ニ」難尽奉存候、 御祈

松禅院坊跡者

く」申置候、若御祈禱方」於如在仕者、(折り返し) 御当家、 住被仰付、」 御祈願所之事候間、」 従御治世之」初、 行事退転無御座候」様、 弟子龍禅院朝暮」可奉抽精祈之旨、 及五十年余、天下」安全之勤行、 偏奉憑存候、継目」御礼等之 器量之僧」被成御吟味、 呉

(異筆)

断可申上候、」御祈願所御本房之」規模相立候様、奉憑候、 自然無筋目族、宝徳」を妨申者、 於御座候者、当」住持、 、」恐惶 定而御

八月十六日

松 禅 乗院

俊 (花押)

二通之状之内

正保四年

板倉周防守

宗(花押)」

しく」思いまいらせ候、めてたくかしく

板倉周防守様」 十月十九日

(別^{筆)} 叡山 松禅院

龍禅院

○八八号~九八号文書は一巻に成巻されている。

00 勘解油小路消息 (折紙)

三一·五×五二·四

なをめて度」あなかしく

めて度御しこう」候へく候、なをくハしくハ、」ほり川三位殿より」ら返し) て、てんとくの」大はんにや御おこない」候やうっとの御事に」おは(転)影) 入めて度おハしまし候、」さやうニ候へ者、此十六日ニ、」此御所に 此はるよりのめて」たさ、いよくくとなた」にも御きけんよく、」一 しまし候まゝ、」まへ~~のことくこ、」そら衆へ御申つたへ候て、」(折

御申候へく候、」めて度かしく

松せん院とのへまいるひえの山にて

かての

小路」

0 東福門院女房権中納言・梅小路連署消息(折紙)

三三·五×五〇·〇

しく」もと、祝入まいらせ候、われくへも、」御事も御られ 御わたくしにも」御無事の事、」めてたさ、いつもの」こと 御きとう」の御ふた御わけ候て、」めてたく、いくひさ

く」なりまいらせ候、」いよくく」御きけんもよく」ならせ候まゝ、」 御申候やうにと、」いわゐ入まいらせ候、」まつ了く世も」すゝし 候、」いよく〜御きけんよく、」いくひさしく」御長久の御きとう」 (新り返し) く、」めてたくひろう」申まいらせ候へハ、御機」けんの御事にて 御申候とて、」いつものことく、」御札しん上候」かきつけのこと 御ふぇ見まいらせ候、」本院御所さま、此」月の御きとう」よくく 御心や」すく候へく候、」かしく

(上書)

松せん院へ御返事ひえの山

梅小路

権中納言」

一〇二 東福門院女房石見・能登・左京連署消息(折紙)

三三·五×五〇·五

て、」是又ひろう申入候へハ、」御き嫌の御事にて候、 なをく、いつものことく、」此もくろくの通、」御あけ候 こ、」御長久の御事にて、幾百~年も、」相かはらすと、い 誠

事之由、」多幸ニ候、

可成候、

六月廿二日

兼(広橋)

候へく候、」めてかしく 銀子一枚」被遣候、いよくくとなたにも、」御き嫌よく、幾 返え、御祈禱御初尾として、」いつものことく、杉原十帖、 久しく、」千世万代迄もと、なをよく」御祈念御申入候様ニ わる入まいらせ候」御事にて候、めてたくかしく

嫌」よき御色にてならせられ候、」なをうちつゝかせられ、」御機嫌(新り返し) ひろう」 申入候へハ、御き嫌の」御事にて候、」女五の宮様ニも、御機のろう」 申入候へハ、御き嫌の」御事にて候、」女五の宮様ニも、御機 候、」めてたくかしく よく、おしつけ」御快然被遊候やうニ、」能に御祈念御申入候へ」く 文のやう、殊に」此月の御きたう」能、御とりおこなひ」のよしに 御札」御なて物御あけ候て、」かすくくめてたく、」幾久敷もと

(上書)

È

ž 京

能 登

石

見

松せん院殿御返事ひえの山

〇女五宮(賀子内親王)は、 三通が付されている。 九九号~一〇一号文書は、 寛永九年誕生、元禄九年没。 一巻に成巻されている。題箋「臨時御祈禱御達

広橋兼廉書状 (折紙)

三一·五×四一· 七

、」尚、御上京節、 七月」護持相続御勤」被成度由、 」得御意可申入候、」恐々謹言(折り返し) 成程」 |御勤修

> (上書) 功徳院僧正(尊俊)

> > 兼 廉

〇広橋兼廉は、元禄六年四月、任権右少弁、宝永三年二月、参議に叙任され ている。

年僧正、この年、内殿護持僧となる(『横川世譜』)。 功徳院は守澄法親王より、尊俊が賜った房。尊俊は元禄二年権僧正、 同七

〇四 口上之覚(折紙)

三二·五×四七·〇

口上之覚

来五月、 護持之」事、 可為御勤」仕候哉、 内と得御意候也 広橋第

四月十五日

功徳院僧正御屋

三二·〇×四六·五

口上之覚

<u>万</u>.

口上之覚

(折紙)

来六月、 護持之事、」 可為御勤仕候哉、 内と」得御意候也

五月十四日

広橋弁

功徳院僧正御房

一〇六 東福門院女房権中納言・梅小路連署消息 (折紙)

三一·二×五〇·〇

思いまいらせ候、めてたくかしく 御祈禱修行の御事、」その御きとくにて、」かやうにうちつ まいらせ候御事にて候、」御私にも御ふしにて、」めてたく からせられ候て、一しほ」めてたさ、みなくくまても」悦入 ゝかせ」られ御きけんもよき」御通¤、御ものも少つゝ」あ (行間)

御通ニ、御かゆなとも」少つゝあからせられ候」まゝ、御心やすく候 文のやう、みまいらせ候、」本院御所様御ふれい」の御様躰、よき」 へく候、」まつく〜此月の」御祈禱、例のことく」修行のよしにて」

何かとたひくく」御せる二人」まいらせ候て」かしく **候、御きけんの「御事にて、かすくく」めてたさ、誠ニくく」よくそ** ん」の御事にて、幾久しく」もと祝いらせられ候、」御ふれい御さわ(折9返し) 御ふたしん上候、」 めてたくひろう」 申まいらせ候へハ、」 御き け **くへの」ようにと、また」御祈禱修行の」よしにて、御ふた」しん上**

(上書)

松禅院へ御返事

梅小路

権中納言

_

東福門院女房権中納言・梅小路連署消息礼紙

三二·一×四五·七

しん上候へく候、」かしく なをく、、子・むまハ御すい日にて候まゝ、」御よけ候て、 御ふた

(上書)

松禅院へ参

梅小路

権中納言

_ 〇 八 東福門院女房権中納言・梅小路連署消息(折紙)

三二·五×五〇·五

け御さわく〜の」めてたさにて、いく久しく」千代万世まて 御きけん少よろしく、」一しほめてたさ、いよくく」おしつ

> 候 も」めてたき御祈禱」御つとめ候やうにと、祝」入まいらせ(行順) 御私も」御ふしニ御つとめにて、」めてたくおハしまし

候、」なをめてたく、あなかしく

文の通、 御きけんの御事にて」おハしまし候、御かちも」御勤のよし、誠ニ」 御ふれい御本復」あそいされ候やうにと、」御祈禱のこま」修行候(折り返し) く候、」さやうに候へハ、日外」御申入候ことく、」かつら河にて」(タ) 御祈禱せゐニ入られ候」きとくにて、この比ハ」かしく しねんしやう一折」しん上候、めてたく」ひろう申まいらせ候へハ、」(自然。 通二、御かゆなとも」少つゝあからせられ候まゝ、」御心やすく候へ て、するくくと」みてまいらせ候とて、」御撫物・御ふた・から水・」 みまいらせ候、」本院御所様御ふれい」この程は少よき」御

(上書)

松禅院へ御返事ひえの山

権中納言

梅小路

一〇九 東福門院女房権中納言・梅小路連署消息(折紙)

三二·五×五〇·〇

なをめてたく」あなかしく

うにと」いわる入まいらせ候、」めてたくかしく れ候、 候、」すなハち、御撫物・」御たん料銀子」十枚めてたく」つかハさ(新b返b) 候まゝ、御祈禱」仰出され候、」あす」十六日、御日からよく」候ま 一筆申まいらせ候、」本院御所様御機嫌」御勝れあそハされ候」ハす 、大はんにや」経御修行候て、」めてたく御ふた」しん上候へく 御祈禱」の御きとくにて」めてたく御本復」あそハされ」候や

(上書)

東福門院女房権中納言・梅小路連署消息(折紙)

梅小路

権中納言

三二·五×五〇·五

せられ候、よき御通ニ」ならせられ候まゝ、」御心やすく候へく候、」返り いらせ候、」かしく ならせられ候、」めてたさやかて」なを御すきくへの」御事と祝入ま く」千世万代まてもと、」祝いらせられ候、」御きけんも打つゝ」か(新り て度」ひろう申まいらせ候へハ、」御きけんの御事にて」幾ひさし く、」御しゆきやうのよし候て、」御ふた・ひわ一折」しん上候、め 文の通、みまいらせ候、」本院御所さま此月の」御きたう、例のこと いつもく〜御きたう」御せいニ入候ゆへ」御きけんも」いよく〜よく 之事も、」過分さ、ふしにつとめ」申候、めてたくかしく なをく、御私ニも」御ふしに御つとめ」めてたさ、我々共

梅小路

権中納言

松せん院へ御返事

(折紙)

一一 東福門院女房権中納言・梅小路連署消息

三二·五×五〇·五

らせ候、」我と共へも、 なをく、 御私ニも」御ふしに御つとめ、」めて度思いまい いつもの」ことく、一おけつゝ給

候、」くわふんさ、いく久しくもと」祝入まいらせ候、」な(行間)

をめてたくかしく

待、十五日御日まち」御七夜まち、廿三夜」待の御ふた、ならひニ」 (新p返b) いらせ候へハ、」御きけんの御事に」おハしまし候、幾」ひさしくも あふゞなつけ」御かれいのことく、」しん上候、めて度」ひろう申ま てハ、」いつものことく、」此月の御きたう」御勤候て、三ヶ月」 御ふミのとをり、」みまいらせ候、まつノく、」本院御所さま、いよ と、祝」入まいらせ候、」かしく く、」御機けんよくならせ」られ候まゝ、御心や」すく候へく候、さ

松せん院へ御返事ひえの山

「月並護持被仰付御達 三通

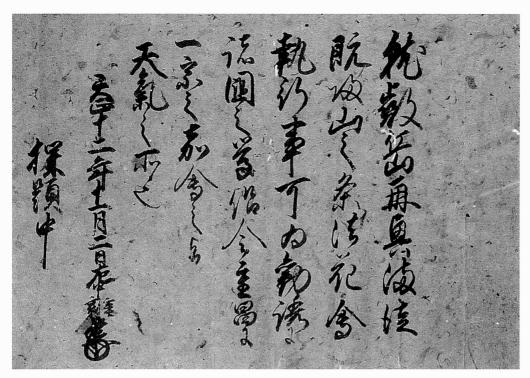
臨時御祈禱御達

権中納言

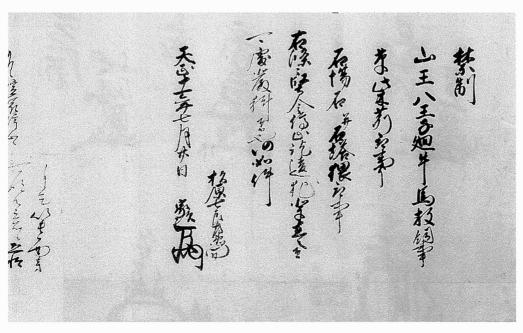
梅小路

○一○二号~一一○号文書は一巻に成巻されている。 弐ゟ四迄

」が付されている。



図版(1) 正親町天皇綸旨(1)



図版(2) 杉原家次禁制(12)



② 熊谷直元 (13)



③ 栗津御供本 (14)



④ 執行代 (15)





⑥ 金台坊尊運 (17)



⑤ 南光坊祐能・正覚院豪盛 (16)



⑧ 蒲生忠郷 (20)



⑦ 岡山重俊 (20)

